

松戸市総合教育会議運営要領（案）

- 1 この要領は、別に定めるもののほか総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 総合教育会議は別紙 1 のとおり運営するものとする。
- 3 総合教育会議の開催日及び会議時間については、会議の都度事務局が調整し、定める。
- 4 総合教育会議の陪席者は次のとおりとする。
総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、学校教育部審議監、政策推進課長、教育企画課長、社会教育課長、学務課長、指導課長、その他市長が指名する者
- 5 連絡調整会議構成員は次のとおりとする。
総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、学校教育部審議監、政策推進課長、教育企画課長、社会教育課長、学務課長、指導課長、その他市長が指名する者
- 6 総合教育会議の会議内容は原則公開とする。
- 7 総合教育会議の会議録については、情報公開担当室で書面により公開すると共に、松戸市ホームページにより公開する。
- 8 総合教育会議の付議書については、別紙 2 のとおりとする。
 - (1) 付議予定がある所属は、事前に事務局に協議（任意書式）しなければならない。
 - (2) 付議書及び関係書類については、連絡調整会議の 3 日前までに 2 5 部を政策推進課に持ち込むものとする。
- 9 その他
この要領に定めることのほか、会議の円滑な進行に関する必要な事項は、総合教育会議が別に定める。
附 則
この要領は、平成 2 7 年 5 月 1 4 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 2 8 年 6 月 2 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 2 9 年 4 月 2 4 日から施行する。
附 則
この要領は、令和元年 1 0 月 1 0 日から施行する。
附 則
この要領は、令和 2 年 1 0 月 8 日から施行する。

松戸市総合教育会議運営要領新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>4 総合教育会議の陪席者は次のとおりとする。 総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、<u>生涯学習部審議監</u>、学校教育部審議監、政策推進課長、教育企画課長、社会教育課長、学務課長、指導課長、その他市長が指名する者</p> <p>5 連絡調整会議構成員は次のとおりとする。 総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、<u>生涯学習部審議監</u>、学校教育部審議監、政策推進課長、教育企画課長、社会教育課長、学務課長、指導課長、その他市長が指名する者</p>	<p>4 総合教育会議の陪席者は次のとおりとする。 総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、政策推進課長、教育企画課長、社会教育課長、学務課長、指導課長、その他市長が指名する者</p> <p>5 連絡調整会議構成員は次のとおりとする。 総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、政策推進課長、教育企画課長、社会教育課長、学務課長、指導課長、その他市長が指名する者</p>